

川崎市スポーツ・文化総合センターの特別承認申請に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市スポーツ・文化総合センター条例施行規則（平成26年3月27日規則第12号）第7条第2項の規定に基づき、川崎市スポーツ・文化総合センターの利用について、指定管理者が特別な理由があると認める利用申請の取扱について基準を定めることにより、効果的な生涯スポーツ振興と市民利用の確保について寄与することを目的とする。

(特別承認する事務事業及び申請期間)

第2条 特別承認する事務事業及び申請期間は、次の各号による。

(1) 大体育室全面使用（併せて利用する施設を含む）及び弓道場

特別承認する事務事業	申請期間
1 川崎市が主催及び共催するスポーツ振興に資する事務事業で全市以上の規模等とする大会及び事業 2 川崎市が係わるスポーツ振興に資する国際大会、全国大会、関東大会、指定都市大会並びに当番市による主催及び共催するスポーツ振興に資する事業及び大会 3 川崎市が主催及び共催する上記1以外の事業 4 川崎市ホームタウンスポーツ推進パートナーがホームゲーム等を開催する場合 5 市長が特に認めた各種大会等 6 市が育成すべき団体の主催する全市規模以上の大会、技術講習会及び普及を目的とするイベント	事業実施計画決定後から事業実施日を含む8月前まで
備考 1 各項目間の優先順位は、原則項番号順によるものとする。 2 第1項に規定する川崎市が主催及び共催するスポーツ振興に資する事務事業とは、次のものとする。 ア 市民文化局市民スポーツ室が所管する事務事業 イ 区役所まちづくり推進部地域振興課が所管する全区規模の事務事業 ウ 教育委員会事務局学校教育部支援教育課及び健康教育課が所管する事務事業 3 第5項に規定する市長が特に認めた各種大会等については個別に伺いを作成し、区長までの決裁を必要とする。 4 第6項に規定する市が育成すべき団体は、公益財団法人川崎市スポーツ協会及び加盟団体並びに川崎市レクリエーション連盟及び加盟団体とする。	

(2) 前1号以外の体育館ゾーンの使用

特別承認する事務事業	申請期間
1 川崎市が主催及び共催するスポーツ振興に資する事務事業で全市以上の規模等とする大会及び事業 2 川崎市が係わるスポーツ振興に資する国際大会、全国大会、関東大会、指定都市大会並びに当番市による主催及び共催するスポーツ振興に資する事業及び大会 3 川崎市が主催及び共催する上記1以外の事業 4 川崎市ホームタウンスポーツ推進パートナーがホームゲーム等を開催する場合 5 市長が特に認めた各種大会等 6 市が育成すべき団体の主催する全市規模以上の大会、技術講習会及び普及を目的とするイベント	事業実施計画決定後から事業実施日を含む5月前まで
備考 1 各項間の優先順位は、原則項番号順によるものとする。 2 第1項に規定する川崎市が主催及び共催するスポーツ振興に資する事務事業とは、次のものとする。 ア 市民文化局市民スポーツ室が所管する事務事業 イ 区役所まちづくり推進部地域振興課が所管する全区規模の事務事業 ウ 教育委員会事務局学校教育部支援教育課及び健康教育課が所管する事務事業 3 第5項に規定する市長が特に認めた各種大会等については個別に伺いを作成し、区長までの決裁を必要とする。 4 第6項に規定する市が育成すべき団体は、公益財団法人川崎市スポーツ協会及び加盟団体並びに川崎市レクリエーション連盟及び加盟団体とする。	

(3) ホール利用（併せて利用する施設を含む）

特別承認する事務事業	申請期間
1 市の主催・共催事業 2 指定管理者が主催・共催する事業	事業実施計画決定後から事業実施日を含む16月前まで
3 市及び指定管理者が、本市の文化活動の振興に寄与すると特に認める事業	事業実施計画決定後から事業実施日を含む15月前から13月前まで

(4) 前3号以外のホールゾーン及び会議室の利用

特別承認する事務事業	申請期間
1 市の主催・共催事業 2 指定管理者が主催・共催する事業 3 市及び指定管理者が、本市の文化活動の振興に寄与すると特に認める事業	事業実施計画決定後から事業実施日を含む7月前まで（会議室については5月前まで）

(運用)

第3条 特別承認申請については、一般利用申請との公平の観点から適正に運用するものとする。

2 体育館ゾーンの特別承認申請に供する場合は、市民文化局が主催する屋内スポーツ施設日程調整会議に諮るものとする。

(申請期間の特例)

第4条 申請期間については、第2条各号に記載される期間を原則とするが、指定管理者は特別に理由がある場合は、区長の承認を得て、変更することができる。

(委任)

第5条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。